4　第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十一条、第百六条、第百五十五条、第百五十九条（第一項を除く。）、第百六十条（第三項を除く。）及び第百六十一条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十条（第三項を除く。）、第百六十一条第二項、第百六十五条及び第百七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十一条第二項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百七十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5　第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十一条、第百六条、第百六十条（第三項を除く。）、第百六十一条第二項、第百六十五条及び第百七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十一条第二項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百七十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

6　第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十一条、第百六条、第百五十九条（第一項を除く。）、第百六十条（第三項を除く。）、第百九十三条から第百九十五条まで、第百九十八条及び第二百一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百九十八条中「規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第百四十条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

附則第七条第一項第二号中「ただし、」の下に「法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）」を、「附則第十九条」の下に「及び附則第二十二条」を加え、同条第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

附則第十八条中「第百四十条第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

附則第十九条中「現に存する」の下に「身体障害者福祉ホーム」を加え、「第百四十条第五項」を「第百四十条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第二十一条中「法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）」を「旧身体障害者福祉法」に改める。

附則第二十二条中「旧精神障害者福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム」を「旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援Ｂ型事業所に限る。以下この条及び第九十条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

第九十条の次に次の一項を加える。

3　前条第二項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号ニ及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一　生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

二　就労継続支援Ｂ型の利用者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。